

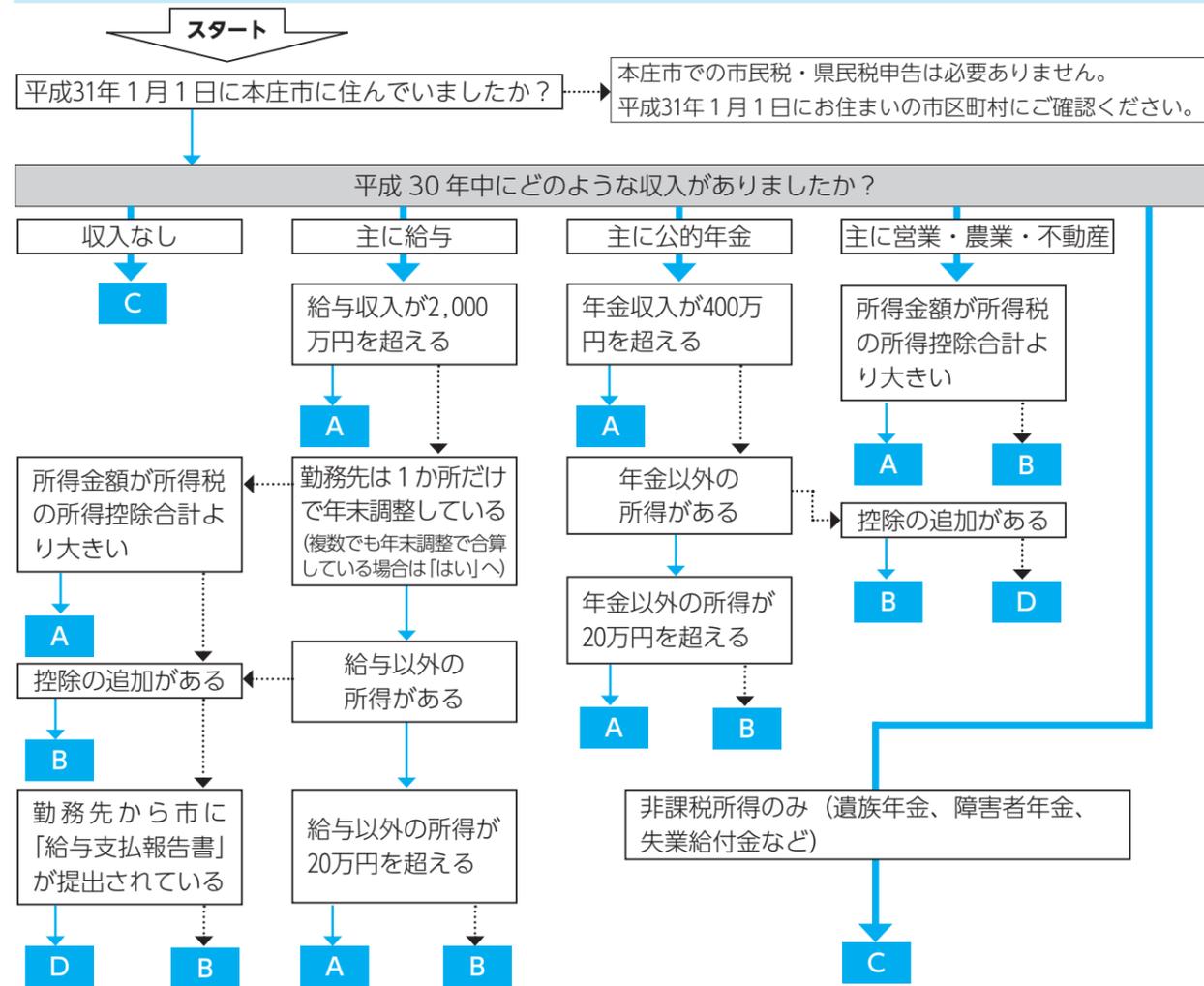
あなたの申告は所得税の確定申告？それとも市民税・県民税の申告？

フローチャートの質問に答えて、確認してみましょう！

次の①～⑩に該当する場合は税務署で確定申告が必要です(12ページ『本庄税務署からのお知らせ』をご覧ください)。該当しない場合はスタートから質問に答えて進んでください。

①青色申告をする	②平成29年分以前の確定申告をする
③死亡者の確定申告をする	④土地・建物・株式等の譲渡所得がある
⑤先物取引に係る雑所得等がある	⑥雑損控除を受ける
⑦住宅借入金等特別控除を受ける(初年度)	⑧山林所得がある
⑨災害減免を受ける	⑩外国税額控除を受ける
⑪外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受ける	

はい →
いいえ →



A	所得税の確定申告が必要	市民税・県民税の申告は必要ありません。
B	市民税・県民税の申告が必要	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
C	市民税・県民税の申告が必要な場合あり	次のいずれかに該当する場合は、市民税・県民税の申告が必要です。 ①16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主 ②後期高齢者医療保険被保険者とその世帯主 ③介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員 ④市営住宅及び県営住宅入居者(中学生以下は除く) ⑤医療福祉などの行政サービスを受ける場合 ⑥所得・課税証明書が必要な人
D	申告は不要	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

※このフローチャートは一般的な例です。

市民税・県民税

申告受付が始まります

▶申告受付期間 2月14日(木)～3月15日(金)

今年も税の申告時期になりました。申告は期限内に正しく行いましょう。
地区ごとに申告相談の指定日を設定していますので、ご協力をお願いします。

★課税課 ☎25-1123 (所得税については、本庄税務署 ☎22-2111)

12ページの申告日程表の2月14日(木)・15日(金)及び他の日程の午前中は、混雑が予想されますので混雑を避けてお越しください。自分にどの申告が必要かは、11ページのフローチャートでご確認ください。

申告時に必要なもの

①マイナンバーカード又は通知カード及び身元確認のできるもの(運転免許証など)
※詳しくは12ページ参照。
配偶者控除・扶養控除を受ける場合は、その人のマイナンバーを確認できるものも必要になります。
なお、次の人は扶養控除等の対象とすることができません。
・年間の所得が38万円を超える人
・他の人の扶養控除等の対象となっている人

②印鑑

③所得がわかるもの
・給与所得、年金所得▼源泉徴収票
・事業所得(営業、農業)、不動産所得▼事前に収支計算を済ませた収支内訳書
・配当所得、一時所得、雑所得▼年間取引報告書、支払調書

④各種控除を証明できるもの
・社会保険料控除▼国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者

医療保険などの領収書又は支払証明書
・生命保険料控除及び地震保険料控除▼控除証明書
・寄附金控除▼領収書又は支払証明書
・医療費控除▼医療費控除の明細書(事前に診療を受けた人ごと、医療機関ごとに累計し明細書を作成)
※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要。
(例)健康診断の結果通知表・インフルエンザ予防接種の領収書等
・障害者控除▼身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書

⑤所得税の還付を受ける人は、申告者本人名義の口座が確認できる預金通帳など

※書類などに不備がある場合、再度お越しいただくことがあります。

申告は期限内に
申告は3月15日(金)までに済ませるようお願いいたします。期限内に申告がお済みでない人は、平成31年度(平成30年分)所得・課税証明書の発行に日数を要する場合があります。

「市民税・県民税申告書」は郵送で提出できます

「市民税・県民税申告書」は、課税課(市役所1階)・市民福祉課(アスパアこだま内)で配布又は市ホームページからダウンロードできます。郵送で提出することにより、申告会場へ出向く必要がなくなります。

介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について

介護保険の要介護認定(要介護2から5)を受けている人は、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、市が発行する「障害者控除対象者認定書」を添付することで、障害者控除が受けられます。

申請方法
本人又は代理人が介護保険被保険者証を持参のうえ、左記の窓口へお越しください。

★介護保険課(市役所1階) ☎25-1719
★市民福祉課(アスパアこだま内) ☎72-1333